

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【公開番号】特開2018-37059(P2018-37059A)

【公開日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-009

【出願番号】特願2017-56007(P2017-56007)

【国際特許分類】

G 06 F 8/65 (2018.01)

B 60 R 16/02 (2006.01)

【F I】

G 06 F 9/06 6 3 0 A

B 60 R 16/02 6 6 0 U

B 60 R 16/02 6 6 0 M

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月12日(2018.12.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 5】

このような場合にゲートウェイ10は、図4下段に示すように、記憶部12に記憶されている更新用プログラムP-101(3)、P-102(2)及びP-103(1)の優先度と、新たな更新用プログラムP-201(5)の優先度とを比較する。本例では、新たな更新用プログラムP-201(5)の優先度が最も高い。よってゲートウェイ10は、記憶部12に記憶されている更新用プログラムP-101(3)、P-102(2)及びP-103(1)のうち、最も優先度の低い更新用プログラムP-103(1)を記憶部12から消去して空き領域を広げる。このときにゲートウェイ10は、更新処理を行わずに更新用プログラムP-103(1)を消去した旨をサーバ装置9へ通知する。そしてゲートウェイ10は、サーバ装置9から新たな更新用プログラムP-201(5)を取得して、記憶部12に記憶する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 9 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 9 6】

これらによりゲートウェイ10は、更新処理を行うことができずに記憶部12に更新用プログラムが残され、記憶部12の空き容量が不足している状態で、サーバ装置9から新たな更新用プログラムを取得する必要が生じたときに、新たな更新用プログラムの取得の可否を優先度に応じて判定することができる。ゲートウェイ10は、優先度が高い新たな更新用プログラムを取得して記憶部12に記憶し、優先度が低い更新用プログラムを記憶部12から消去した場合であっても、サーバ装置9へその旨を通知しておくことにより、消去した更新用プログラムの再取得を後に行うことができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0103】

図13は、実施の形態2に係る車載更新システム100にて表示装置7に表示される更新情報の通知画面の一例を示す模式図である。ゲートウェイ210の更新通知部11eは、バッテリ5の電力量に基づいて更新処理を行うと判定された更新用プログラムに関する情報を、“プログラムの更新情報”として表示装置7に表示する。プログラムの更新情報の通知画面には、更新するプログラム名、更新に必要な時間、更新許可の操作を受け付けるためのチェックボックス71、更新開始ボタン72及びキャンセルボタン73等が表示される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0114

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0114】

少なくとも1つの更新用プログラムについて更新可能と判定された場合(S66: YES)、処理部211の更新時間算出部11hは、更新可能と判定された各更新用プログラムについて、更新処理に必要な更新時間を算出する(ステップS67)。次いで、処理部211の更新通知部11eは、ステップS67にて算出した更新時間と共に、図13に示したプログラムの更新情報の通知画面を表示する命令を表示装置7へ送信することにより、更新処理に関する情報を表示装置7にてユーザに通知する(ステップS68)。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0115

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0115】

処理部211の更新可否受付部11iは、表示装置7の操作部にて受け付けたユーザの操作に基づいて、各更新用プログラムによる更新処理が許可されたか否かを判定する(ステップS69)。全ての更新用プログラムについて更新が許可されなかった場合(S69: NO)、処理部211は、ステップS61へ処理を戻す。